

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月23日
【中間会計期間】	第13期中（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社 日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 菱谷 琢治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 菱谷 琢治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度
		中間連結会計 期間	中間連結会計 期間	中間連結会計 期間	2018年度	2019年度
		(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	168,554	150,018	140,222	301,204	289,144
連結経常利益	百万円	81,235	40,624	24,168	128,133	78,992
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	60,329	24,684	11,191	-	-
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円	-	-	-	91,936	50,456
連結中間包括利益	百万円	61,412	20,608	21,239	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	82,966	23,422
連結純資産額	百万円	3,147,005	3,299,939	3,544,943	3,296,345	3,434,054
連結総資産額	百万円	17,012,548	16,850,969	19,907,639	17,079,580	17,693,665
1株当たり純資産額	円	63,343.07	63,754.49	64,038.57	63,769.82	63,755.66
1株当たり中間純利益	円	1,382.68	565.74	256.49	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	2,080.56	1,075.90
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	18.44	19.49	17.73	19.24	19.32
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	358,273	346,216	271,863	58,677	633,613
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	91,951	280,054	67,562	136,289	408,510
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	24,527	25,346	89,649	103,562	104,400
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	1,237,724	944,019	1,526,649	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	-	-	-	903,817	1,232,869
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,656 [138]	1,712 [166]	1,780 [148]	1,650 [149]	1,703 [158]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合
計で除して算出しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	155,308	134,240	124,140	268,994	260,166
経常利益	百万円	76,615	36,675	21,184	116,880	77,427
中間純利益	百万円	56,810	19,321	9,330	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	86,500	46,908
資本金	百万円	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424
発行済株式総数	千株	43,632	43,632	43,632	43,632	43,632
純資産額	百万円	3,094,161	3,238,994	3,483,319	3,243,093	3,373,542
総資産額	百万円	16,731,349	16,574,985	19,640,635	16,827,388	17,419,402
預金残高	百万円	-	-	-	-	-
貸出金残高	百万円	12,709,571	12,496,466	14,464,938	13,063,197	12,521,358
有価証券残高	百万円	2,007,580	2,269,551	2,509,734	1,984,876	2,400,948
1株当たり配当額	円	-	-	-	482	228
自己資本比率	%	18.49	19.54	17.74	19.27	19.37
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,206 [80]	1,218 [101]	1,249 [97]	1,186 [90]	1,195 [102]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

2【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2020年9月30日現在、当行、子会社84社（うちD B Jアセットマネジメント株式会社等の連結子会社33社、非連結子会社51社）及び関連会社29社（持分法適用関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給(出融資)を主たる業務としております。なお、当行は、当行設立の根拠である「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「D B J法」という。）に基づく業務を行っております。

当中間連結会計期間において、当行グループが営む事業内容については、重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動につきましては、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年9月30日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数（人）	1,249 [97]	531 [51]	1,780 [148]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2020年9月30日現在

従業員数（人）	1,249 [97]
---------	-----------------

(注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 従業員数は、執行役員5人を含み、代表取締役3人及び常務執行役員13人（うち、取締役兼務者5人）を含んでおりません。

3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 当行の従業員組合は、日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数（出向者を含む。）は1,097人でありま
す。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループにおける、具体的な経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に重要な変更はありませんが、以下のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本半期報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

<第5次中期経営計画の策定・推進>

第5次中期経営計画の基本方針

当行グループは、2020年3月に危機認定された新型コロナウイルス感染症による被害への対応を最優先課題として認識し、危機対応業務に万全の態勢で迅速かつ適確に取り組みます。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症による被害や影響からの回復、その後の長期的な成長に向けては、デジタル化や生産年齢人口の減少、グローバル化、サステナビリティへの意識の高まり等、抜本的な人口構造や社会構造の变革が加速し、社会課題と顧客の経営課題が一体不可分となることを見込まれる中、当行グループは、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用しながら顧客起点で投融资機会を創出することで、我が国金融市場の活性化に貢献するとともに、経済価値と社会価値の両立に取り組みます。

2020年度の業務計画

事業戦略

新型コロナウイルス感染症による被害が新たに危機認定されたことを受けて、危機対応業務に万全の態勢で迅速かつ適確に取り組みます。また、「地域緊急対策プログラム」の対象拡大や「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」の設置等、新型コロナウイルス感染症に対する当行グループ独自の取組等も通じて、地域金融機関との一層の連携のもと、お客様に対する一層の支援に取り組みます。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症による被害や影響からの回復、その後の長期的な成長に向けては、新型コロナウイルス感染症が社会や産業へ与える影響を踏まえ、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働しながら、新たな事業展開の促進に向けたリスクマネー供給等を通じて、お客様に提供する付加価値を高めて参ります。

- ・既存の業界の垣根を越えた再編やイノベーションへの取組に対し、業種横断的なナレッジを活用した成長投資を推進
- ・エネルギー分野、運輸・交通および都市開発分野を中心に、ストラクチャードファイナンスのアレンジやメザニンファイナンス、長期投資を内外一体に加速
- ・事業承継等の地域の課題に対し、地域金融機関との協働投資を推進するとともに、新たな課題に対するコンサルティング強化
- ・地域金融機関他に対し、内外の投融资機会を提供するとともに、取り扱うオルタナティブ商品を拡充

経営基盤戦略

事業戦略の着実な遂行のために、非財務資本を含めた経営基盤を強化して参ります。

(財務資本)

- ・S R I債等の資金調達手法の多様化
- ・リスク/リターン管理の高度化

(非財務資本)

- ・人的・知的資本：戦略に整合した人材の確保やリスク対応力を高めるための能力開発の強化、R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用した業務効率化、高付加価値化を含めた仕事の進め方改革
- ・関係資本：金融機関等をはじめとする他社との協働、ステークホルダーとのコミュニケーション強化

<危機対応業務等への取組（震災対応等）>

危機対応業務については、当行は指定金融機関として行って参りましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行による実施が義務付けられるとともに、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置が講じられています。係る危機対応業務については、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等にも合致しており、今後とも着実に取り組むべきものと考えております。

我が国の産業・社会インフラ・地域に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」に関しましては、2016年度から復興期間（10年間）後半の「復興・創生期間」へ移行していることも踏まえ、引き続き復興に向けた取組を支援するとともに、2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」につきましても、過去の震災対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、危機対応業務等を適切に遂行して参ります。また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。

危機対応業務につきましては、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<危機対応業務について>をご参照ください。

<特定投資業務への取組>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられています。

なお、2020年5月22日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号）に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

係る特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務につきましては、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<特定投資業務について>をご参照ください。

2【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載いたしました。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示をいたしました。

当半期報告書においては、当中間連結会計期間中に重要な変更があった事項について、以下のように記載いたします。なお、以下の各見出しの項目番号は、前連結会計年度の有価証券報告書における「事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。また前連結会計年度の有価証券報告書からの変更点に関しては「_」で示しております。なお、当該事項の変更点の前後について、一部省略をしております。

「事業等のリスク」においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当半期報告書提出日現在において当行グループ（当行及び当行連結子会社）が判断したものであります。

(4) 信用リスクについて

（前略）

2020年9月30日時点における連結ベースでのリスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.74%となっております。なお、リスク管理債権に対する保全率は引き続き高水準を堅持しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況は、以下のとおりであります。

経営成績等の概要

（金融経済環境）

当中間連結会計期間の世界経済は、新型コロナウイルスの影響により急速に悪化し、各国で戦後最大級の落ち込みを記録しました。外出制限や休業により個人消費が減少したほか、世界的な需要減退を背景に貿易も大きく減少しました。感染が大規模に広がった欧米では、経済は日本以上に落ち込みました。ただし、感染が一旦収束したことで、5月を底に持ち直しに転じました。感染源とされる中国では、感染収束が早かったほか、経済もいち早く、かつ急速に持ち直しました。

我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、4～6月期の実質GDPは前期比8%減少し、リーマン危機を超える落ち込みとなりました。個人消費は、4月の緊急事態宣言により幅広い品目で大幅に減少し、輸出も世界経済の落ち込みにより減少しました。企業収益は、運輸・郵便、宿泊・飲食サービスが赤字を計上するなど、大幅な減収減益となりました。5月以降は、感染リスクは残ったものの、活動制限の緩和を受けて、経済は徐々に持ち直しました。消費は繰越需要や定額給付金などにより回復しましたが、旅行、外食などのサービス分野の回復は限られました。輸出は、海外経済の回復に伴い消費にやや遅れて底入れしました。設備投資は、企業収益の悪化や先行き不透明感を受けて、減少が続きました。

消費者物価（生鮮食品、消費税などの影響を除く。）は、原油価格下落の影響はありましたが、概ね横ばいで推移しました。

金融面では、政府の大規模経済対策や、日銀の「新型コロナ対応特別オペ」などの企業の資金繰り支援が実施されました。長期金利は、感染拡大の中で0%前後に低下しましたが、景気持ち直しに伴い、0.05%までの小幅なプラスとなりました。

為替レートは、内外景気の底入れ観測から一時1米ドル＝109円程度まで円安となりましたが、米欧での感染再拡大や、8月以降に米国の金融緩和の長期化観測が強まり、105円台にやや円高となりました。

日経平均株価は、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月は年初の23,000円を大きく下回る18,000円前後でスタートしましたが、政府・日銀の対策や景気持ち直しを受けて上昇し、9月末には年初水準をほぼ回復しました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

当行は、DBJ法附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項の規定に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して2008年10月1日に設立されております。

当行は設立されて以降、「投融资一体型の金融サービス」を提供する専門性の高い金融機関として、投資・融資を両輪とした幅広いサービスをご提供しております。

これまでの政策金融機関としての経験を活用し、長期的かつ中立的な視点で、お客様が描く未来像を形にするお手伝いをしていきたいと考えております。

< 当中間会計期間の概況について >

当行は、2008年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当中間会計期間の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当中間会計期間における融資額は3兆3,897億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の< 危機対応業務について >をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当中間会計期間における投資額は1,483億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当中間会計期間における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計72億円となりました。

また、当行は、新型コロナウイルス感染症による被害に対し万全の対応を図るべく、2020年3月16日付で、「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を設置いたしました。当行は、これまでも金融危機や震災をはじめとする大規模災害等に対処する資金供給を行うとともに、当該業務を通じて培ったネットワークやノウハウをもとに、事業者の皆様を支援する取組を行って参りました。これまで培ってきた経験やノウハウを活用することにより、被害を受けた事業者の皆様に対し迅速かつ適確な支援体制を一層強化して参ります。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んで参っております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のEXIT等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

（単位：億円）

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	比較
連結業務粗利益	557	579	22
経常利益	406	241	164
親会社株主に帰属する中間純利益	246	111	134
連結総自己資本比率	17.16%	16.74%	0.42%
連結普通株式等Tier 1比率	17.04%	16.62%	0.42%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期期限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当中間会計期間における社債（財投機関債）による調達額2,849億円）するなど、取組を強化しております。特に、外貨建て社債に関しましては、社会的責任投資債市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、2020年10月に、DBJ環境格付融資、DBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等に資金用途を限定したDBJサステナビリティボンドの6度目の発行にも取り組んでおります。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当中間会計期間における財政投融資を除く借入による調達額2兆2,611億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザリー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。

大規模災害等への対応としましては、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」において、震災発生以降、インフラ復旧や地場企業向けに支援を行っております。

また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2020年9月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

融資額：8兆2,367億円（1,414件）

（注1）2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与を受けた金額であります。当中間会計期間における融資額は2兆180億円（261件）です。なお、2020年9月末における残高は2兆7,274億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,914億円（178件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆206億円（265件）です。

（注4）リスク管理債権残高の危機対応業務に係る残高に対する比率は0.003%です。

損害担保：4,105億円（129件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおります。当中間会計期間における融資額は1,422億円（82件）です。なお、2020年9月末における残高は1,424億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は1,422億円（82件）です。

（注4）当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。

（注5）損害担保取引に係る契約に基づき、当中間会計期間において、当行が日本公庫より受領した補償金はありません。また、補償金の支払いを受けた債権について、当中間会計期間において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」）した金額はありません。

C P購入額：3,610億円（68件）

（注1）2009年1月以降の危機対応業務としての累計C P購入額になります。なお、2020年9月末における残高はありません。

（注2）2010年度以降における取組実績はありません。

<2020年度（第13期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2020年度（第13期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、東日本大震災や平成28年熊本地震にかかる危機に加え、前事業年度において新たに危機認定された、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」についても対応を開始しております。

なお、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当中間会計期間においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2020年9月末時点において累計で114の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当中間会計期間における業績の概要については、<当中間連結会計期間業績の概要>をご参照ください。

<特定投資業務について>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

係る特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2020年9月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、7,351億円（114件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める中間業務別収支計算書については、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「（参考）特定投資業務に係る中間業務別収支計算書<単体>」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
山内 孝（マツダ株式会社相談役）
横尾 敬介（株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO）
渡 文明（ENEOSホールディングス株式会社名誉顧問）

また、政府における「（株）日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」（2019年10月3日第1回開催、同年11月26日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下、「令和2年改正法」という。）が2020年5月22日に公布・施行され

ております。令和2年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

- (1) 投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。
- (2) 業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

<2020年度(第13期)事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2020年度(第13期)事業計画において、特定投資業務の実施方針(以下「特定投資実施方針」という。)を定めており、当中間会計期間においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「成長戦略フォローアップ」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成(当中間会計期間においては7件(取組開始からの累計として31件)の共同ファンドを創設)等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2020年9月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の<特定投資業務について>もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績(2020年9月末現在)

7,351億円(114件) うち投融資実績額6,933億円

(注1) 2020年9月末時点で、投融資実績額6,933億円に対して誘発された民間投融資額については総額5兆532億円となっております。民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

(注2) 投融資決定した114件のうち、個別案件への投融資決定件数は83件、共同ファンドの組成決定件数は31件(共同ファンドからの投融資決定件数は59件)となっております。なお、当中間会計期間の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。

(<https://www.dbj.jp/news/>)

(注3) 投融資決定した案件のうち、特定投資指針(平成27年財務省告示第218号)二(2)ア(ア)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える案件は、2020年9月末時点で4件あります。

(注4) 投融資決定した案件のうち、特定投資指針(平成27年財務省告示第218号)二(2)ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える案件は、2020年9月末時点で1件あります。

(注5) エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計6件、共同ファンドからの投融資決定案件で累計3件あります。

一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当中間会計期間においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2020年9月末時点において累計で114の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成(当中間会計期間においては、特定投資業務として3件の共同ファンドを創設)等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当中間会計期間に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、その進捗及び地域案件への取組に対する評価と共に、引き続き地域へのリスクマネー供給に関して横展開出来る事例の積み上げや、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援も含め、民間金融機関からのリスクマネー供給を促進するような取り組みに一層努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が見知を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配慮しながら、その迅速かつ着実な回復・成長の支援に努めて参ります。

なお、第11回会合も2020年12月9日に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ1回（計3回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2020年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第11回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

< 他の事業者との間の適正な競争関係の確保について >

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザリー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

秋池 玲子（株式会社ポストン・コンサルティング・グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

釜 和明（株式会社IHI特別顧問）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

社外取締役

三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）

植田 和男（共立女子大学ビジネス学部長 教授）

< 2020年度（第13期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について >

他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2020年度（第13期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、民間金融機関及び協会との間で、計3回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見や、当意見交換会の取組を評価し、現場レベルでの交流機会の一層の増加を期待する意見がありま

した。連携・協働に関しては、新型コロナウイルス感染症への適確な対応、地域金融機関への案件を通じたノウハウ提供や人材育成支援に対する期待が寄せられた他、引き続き市場レートを意識したプライシング等に留意し、適正な競争関係の確保に努めて欲しい旨の意見も寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当中間会計期間に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、地域金融機関が取り組みやすい商品設計や機関投資家等からの資金供給促進を通じて市場活性化に向けて取り組むことや、新型コロナウイルス感染症の地域への影響を踏まえた地域金融機関と協働した課題解決へ取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、地域金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成や地域のモデル案件の横展開に努めていくとともに、より一層適切にモニタリングし、今後も意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進することとしております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2020年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2021年1月に開催する「アドバイザー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

その他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2020年度（第13期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2020年9月末時点において累計で114の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、8の地域金融機関との間でPPP/PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融资等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取組の強化について>

地域においては、人的資本関連では、地方から東京圏への人口流出に歯止めがかからず、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される一方、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、産業資本関連では、大企業等の生産現場の海外移転や、中小企業等の生産性向上投資不足、事業再編等に繋がるM&Aの不足等、地域産業衰退等への対応が課題となっています。

係る状況下、当行は、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで（1）交流人口増加、（2）地域資源の有効活用、（3）官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

（1）に関しては、観光地域づくり法人（DMO）支援、アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2012年より9年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施）、「スポーツ」を活かしたまちづくり支援・調査（これからの街づくりの中核施設として、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設を「スマート・ベニュー®」という概念で提唱等）等に取り組んできました。

（2）に関しては、地域商社形成、地域伝統ものづくり産業活性化へ向けた調査・支援、公有資産マネジメント支援、学校跡地活用、庁舎再編整備等を契機としたエリアマネジメント支援、都市におけるグリーンインフラの効果検証等、地域活性化への提言（国交省が2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」に当行も参画し、運営委員に就任）、上下水道事業や森林分野の問題解決等へ向けた調査・提言、地域公共交通調査（「乗合バスへの運賃プール適用」に関するレポート発行等）、古民家（歴史的建造物）再生支援、「地域の人手不足対応」に関するレポート発行等に取り組んできました。

（3）に関しては、関係省庁（内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省等）や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP/PFI大学校」、「PPP/PFIセミナー」開催による当該分野の普及啓発、PFI法20周年企画（2019年はPFI法施行から20周年の節目であったことから、PPP/PFIの過去の総括とともに今後の方向性を展望するべく、外部有識者会議での議論も含め多面的に検討を実施したもの）等、PPP/PFIの活用拡大を一層推進してきました。

一方、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域をめぐっては、従来の課題に加え、人的資本関連では、インバウンド需要が蒸発したことに加え、スポーツ含む「密な」交流人口型事業が苦境に陥り、交流人口型事業への対案構築等が課題となっています。社会資本関連では、休業補償等による財政悪化加速懸念や、デジタル化遅れ等による非効率性・低生産性が露呈する等、行政経営・地域運営の高度化が課題となっています。産業資本関連では、海外からの原材料供給途絶や、工場労働者罹患等による生産停止、地元産品販売先の国内外需

要減少等を受け、地域発イノベーション創出や、地域内経済循環推進等が課題となっています。当行では、かかる状況もふまえ、ウィズ・コロナにおける地域のあり方等に関して検討を進め、持続可能かつレジリエントで多様性に富んだ地域形成・地域経済構築等への貢献に向けて取組を推進して参ります。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しリスクマネー供給に係る取組を推進しており、2020年5月、「阿寒地域における観光産業の新たなプラットフォームづくり」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に採択され、連携した3金融機関と共同で内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰を受けました。今後リスクマネー供給を通じて地域活性化に積極的に取り組んで参ります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、全国に所在する支店・事務所ならびに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、2018年度に「地域復興対策本部」を設置いたしました。また、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設する等、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでおります。2019年度においては、2019年6月18日に新潟県下越地方で発生した地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風15号、令和元年台風19号に係る災害相談窓口を設置し、災害に伴う設備資金及び事業資金等の復旧資金の相談に対する受入体制を整えております。当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口で寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

< 当中間連結会計期間業績の概要 >

以上のような事業の経過のもと、当中間連結会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、19兆9,076億円（前連結会計年度末比2兆2,139億円増加）となりました。このうち貸出金は14兆3,767億円（同比1兆9,607億円増加）となりました。

負債の部につきましては、16兆3,626億円（同比2兆1,030億円増加）となりました。このうち、債券及び社債は5兆9,830億円（同比2,861億円増加）、借入金等は9兆8,599億円（同比1兆7,889億円増加）となりました。また、支払承諾につきましては、3,139億円（同比466億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、3兆5,449億円（同比1,108億円増加）となりました。

なお当行は、本年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日/2020年3月31日、配当金総額99億円、1株当たり228円、配当性向24.94%）を行っております。

また、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は350億円（同比107億円増加）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は1,402億円（前中間連結会計期間比97億円減少）となりました。その内訳は、資金運用収益が784億円（同比92億円減少）、役務取引等収益が85億円（同比8億円増加）、その他業務収益が146億円（同比68億円増加）及びその他経常収益が386億円（同比82億円減少）となりました。

また、経常費用は1,160億円（同比66億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が297億円（同比110億円減少）、役務取引等費用が2億円（同比2億円増加）、その他業務費用が136億円（同比70億円増加）、営業経費が269億円（同比4億円減少）及びその他経常費用が454億円（同比108億円増加）となりました。この結果、経常利益は241億円（同比164億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については487億円（同比18億円増加）、役務取引等収支については82億円（同比5億円増加）、その他業務収支については9億円（同比2億円減少）となりました。なお、その他経常収支は68億円（同比190億円減少）と減益となりました。

これらにより、税金等調整前中間純利益は240億円（同比207億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税168億円（同比5億円減少）、法人税等調整額39億円（益）（前中間連結会計期間は20億円（損））及び非支配株主に帰属する中間純利益0億円（同比8億円減少）を計上いたしました結果、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は111億円（同比134億円減少）となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは2,718億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは675億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは896億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当期首に比べて2,937億円増加し、1兆5,266億円となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は1,066億円（前連結会計年度末比493億円増加）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.74%（同比0.28ポイント増加）となっております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内・海外別収支

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	44,611	2,280	-	46,892
	当中間連結会計期間	47,077	1,658	-	48,736
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	85,392	2,284	-	87,676
	当中間連結会計期間	76,777	1,663	-	78,441
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	40,780	3	-	40,783
	当中間連結会計期間	29,700	5	-	29,705
役務取引等収支	前中間連結会計期間	7,760	928	1,020	7,668
	当中間連結会計期間	8,239	889	873	8,255
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,858	1,008	1,160	7,706
	当中間連結会計期間	8,458	967	893	8,532
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	97	79	139	37
	当中間連結会計期間	219	77	20	276
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,184	3	-	1,181
	当中間連結会計期間	956	5	-	951
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	7,755	3	-	7,759
	当中間連結会計期間	14,620	2	-	14,623
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	6,571	6	-	6,577
	当中間連結会計期間	13,663	7	-	13,671

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。なお、当行には、海外店はありませぬ。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況
国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	14,713,953	85,392	1.16
	当中間連結会計期間	16,671,784	76,777	0.92
うち貸出金	前中間連結会計期間	12,471,817	69,934	1.12
	当中間連結会計期間	13,604,102	64,400	0.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,024,228	12,112	1.20
	当中間連結会計期間	2,497,085	9,446	0.76
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	107,431	15	0.03
	当中間連結会計期間	473,524	55	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	110,476	65	0.12
	当中間連結会計期間	97,072	19	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	13,783,801	40,783	0.59
	当中間連結会計期間	15,332,821	29,705	0.39
うち債券	前中間連結会計期間	3,181,976	17,744	1.12
	当中間連結会計期間	3,394,002	11,521	0.68
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	259,016	57	0.04
	当中間連結会計期間	177,213	40	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	86,347	33	0.08
	当中間連結会計期間	90,371	33	0.07
うち借入金	前中間連結会計期間	7,959,205	20,400	0.51
	当中間連結会計期間	9,170,625	15,573	0.34
うち短期社債	前中間連結会計期間	21,804	265	2.44
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち社債	前中間連結会計期間	2,275,450	2,358	0.21
	当中間連結会計期間	2,500,608	2,594	0.21

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	260,991	2,284	1.75
	当中間連結会計期間	222,724	1,663	1.49
うち貸出金	前中間連結会計期間	90,792	1,130	2.49
	当中間連結会計期間	76,349	813	2.13
うち有価証券	前中間連結会計期間	169,923	1,154	1.36
	当中間連結会計期間	146,020	850	1.17
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	275	0	0.28
	当中間連結会計期間	354	0	0.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	-	0	-
	当中間連結会計期間	-	0	-
うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	0	-
	当中間連結会計期間	-	0	-
うち短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 「海外」とは、海外連結子会社であります。海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。なお、当行には、海外店はありませぬ。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	14,974,945	87,676	1.17
	当中間連結会計期間	16,894,508	78,441	0.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	12,562,609	71,065	1.13
	当中間連結会計期間	13,680,452	65,214	0.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,194,151	13,266	1.21
	当中間連結会計期間	2,643,105	10,297	0.78
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	107,431	15	0.03
	当中間連結会計期間	473,524	55	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	110,751	64	0.12
	当中間連結会計期間	97,427	19	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	13,783,801	40,783	0.59
	当中間連結会計期間	15,332,821	29,705	0.39
うち債券	前中間連結会計期間	3,181,976	17,744	1.12
	当中間連結会計期間	3,394,002	11,521	0.68
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	259,016	57	0.04
	当中間連結会計期間	177,213	40	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	86,347	33	0.08
	当中間連結会計期間	90,371	33	0.07
うち借入金	前中間連結会計期間	7,959,205	20,400	0.51
	当中間連結会計期間	9,170,625	15,573	0.34
うち短期社債	前中間連結会計期間	21,804	265	2.44
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち社債	前中間連結会計期間	2,275,450	2,358	0.21
	当中間連結会計期間	2,500,608	2,594	0.21

国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,858	1,008	1,160	7,706
	当中間連結会計期間	8,458	967	893	8,532
うち貸出業務	前中間連結会計期間	5,207	-	-	5,207
	当中間連結会計期間	6,090	-	-	6,090
うち保証業務	前中間連結会計期間	361	-	-	361
	当中間連結会計期間	367	-	-	367
役務取引等費用	前中間連結会計期間	97	79	139	37
	当中間連結会計期間	219	77	20	276

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

該当事項はありません。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	12,276,999	100.00	14,305,731	100.00
製造業	2,261,539	18.42	2,926,907	20.46
農業，林業	11	0.00	8	0.00
漁業	50	0.00	35	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	53,333	0.43	196,443	1.37
建設業	37,586	0.31	50,111	0.35
電気・ガス・熱供給・水道業	3,167,616	25.80	3,162,535	22.11
情報通信業	300,698	2.45	275,617	1.93
運輸業，郵便業	2,239,309	18.24	2,975,271	20.80
卸売業，小売業	651,383	5.31	971,434	6.79
金融業，保険業	487,789	3.97	516,191	3.61
不動産業，物品賃貸業	2,794,663	22.76	2,895,099	20.24
各種サービス業	268,473	2.19	322,219	2.25
地方公共団体	14,455	0.12	13,769	0.10
その他	86	0.00	86	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	82,402	100.00	71,021	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	82,402	100.00	71,021	100.00
合計	12,359,401	-	14,376,753	-

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	105,081	-	-	105,081
	当中間連結会計期間	134,362	-	-	134,362
地方債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	761,229	-	-	761,229
	当中間連結会計期間	831,893	-	-	831,893
株式	前中間連結会計期間	693,933	-	-	693,933
	当中間連結会計期間	770,866	-	-	770,866
その他の証券	前中間連結会計期間	539,725	177,857	-	717,583
	当中間連結会計期間	584,920	138,207	-	723,128
合計	前中間連結会計期間	2,099,970	177,857	-	2,277,828
	当中間連結会計期間	2,322,043	138,207	-	2,460,251

（注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3．「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(参考)

特定投資業務に係る中間業務別収支計算書 < 単体 >

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位: 百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合 計
経常収益	16,979	107,160	124,140
資金運用収益	2,786	74,390	77,176
役務取引等収益	1,853	5,001	6,854
その他業務収益	-	14,528	14,528
その他経常収益	12,340	13,240	25,580
経常費用	4,094	98,860	102,955
資金調達費用	-	28,885	28,885
役務取引等費用	16	149	166
その他業務費用	-	13,671	13,671
営業経費	1,001	24,718	25,719
その他経常費用	3,076	31,436	34,513
経常利益	12,884	8,300	21,184
特別利益	-	0	0
特別損失	-	98	98
税引前中間純利益	12,884	8,202	21,086
法人税等合計	3,671	8,084	11,755
中間純利益	9,212	118	9,330

(注記)

1. 中間業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

中間業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法(以下「法」という。)附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

中間業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

() 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分。

() 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費の額を平均したものをいう。)を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額を平均したものをいう。)で除して得た比率を乗じて得た額(小数点以下を四捨

五入するものとする。)を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

- () その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- () その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る収益(特定投資業務に直接整理できるものを除く。) 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- () 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- () 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。
- (2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

(参考)

中間業務別収支計算書及び注記に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年12月7日

株式会社 日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間業務別収支計算書及び注記（以下併せて「中間計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の中間計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「中間計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-中間計算書の作成の基礎

中間計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して中間計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての中間計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から中間計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 中間計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において中間計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間計算書の注記事項が適切でない場合は、中間計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項-金融商品取引法に基づく中間監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の中間計算書のほかに、2021年3月31日をもって終了する事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠した中間財務諸表を作成しており、当監査法人は、これらに対して2020年12月7日に別途、中間監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 中間計算書は、有限責任監査法人トーマツによる金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形を参考にした表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	16.74
2. 連結Tier 1比率(5/7)	16.63
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	16.62
4. 連結における総自己資本の額	35,009
5. 連結におけるTier 1資本の額	34,767
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	34,750
7. リスク・アセットの額	209,045
8. 連結総所要自己資本額	16,723

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
連結レバレッジ比率	17.33

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	15.97
2. 単体Tier 1比率(5/7)	15.86
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	15.86
4. 単体における総自己資本の額	34,794
5. 単体におけるTier 1資本の額	34,555
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	34,555
7. リスク・アセットの額	217,747
8. 単体総所要自己資本額	17,419

(資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5	359
危険債権	303	440
要管理債権	273	266
正常債権	126,936	146,942

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当行グループ(当行及び当行連結子会社)の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中に将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

(ア) 当中間連結会計期間の経営成績の分析

損益の状況<連結>

当中間連結会計期間では、資金利益については、貸出金残高の増加等により487億円（前中間連結会計期間比18億円増加）、役務取引等利益については、投融資関連手数料収入の増加により82億円（同比5億円増加）となったこと等から、連結業務粗利益は579億円（同比22億円増加）となりました。営業経費は269億円（同比4億円減少）となり、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は310億円（同比26億円増加）、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入後）も265億円（同比42億円増加）となりました。

臨時損益については、マクロ経済低迷の影響等により、（ ）不良債権処理額が147億円（同比145億円減少）、（ ）ファンド関連損益が3億円（同比112億円減少）、（ ）持分法による投資損益が47億円（同比101億円減少）となったこと等から、合計で23億円（同比206億円減少）となり、経常利益は241億円（同比164億円減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は111億円（同比134億円減少）となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結業務粗利益	557	579	22
資金利益	468	487	18
役務取引等利益	76	82	5
その他業務利益	11	9	2
営業経費	273	269	4
連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	283	310	26
一般貸倒引当金繰入額（は繰入）	60	44	16
連結業務純益（一般貸倒引当金繰入後）	223	265	42
臨時損益（は費用）	182	23	206
不良債権関連処理額	1	147	145
貸倒引当金戻入益・取立益等	41	1	39
株式等関係損益（注）1	83	115	198
持分法による投資損益	54	47	101
その他	172	54	118
うちファンド関連損益（注）2	115	3	112
経常利益	406	241	164
特別損益	42	1	43
税金等調整前中間純利益	448	240	207
法人税等合計	193	129	64
中間純利益	254	111	143
非支配株主に帰属する中間純利益	7	0	8
親会社株主に帰属する中間純利益	246	111	134

(注) 1. 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益（繰入額）+ 株式等償却（ ）+ 株式等売却益（売却損）+ 株式等償還益

2. ファンド関連損益 = ファンド関連利益 + ファンド関連損失（ ）

ROA、ROE<連結>

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	単位(%)	単位(%)
ROA(親会社株主に帰属する中間純利益比)	0.29	0.12
ROE(親会社株主に帰属する中間純利益比)	1.50	0.64

(注) 年換算のうえ数値を記載しております。

与信関係費用<連結>

当中間連結会計期間では、一部の取引先の業況悪化等により、一般貸倒引当金繰入が44億円、個別貸倒引当金繰入が146億円となったこと等により、与信関係費用は全体で190億円の損失計上となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
与信関係費用()	21	190
貸倒引当金繰入()・戻入	20	190
一般貸倒引当金繰入()・戻入	60	44
個別貸倒引当金繰入()・戻入	40	146
偶発損失引当金繰入()・戻入	-	1
貸出金償却()	2	0
償却債権取立益	0	1
貸出債権売却損()益	0	0

株式・ファンド関係損益<連結>

当中間連結会計期間では、ファンド関連損益が減少したものの、前中間連結会計期間に計上した株式等償却の剥落に加え、株式等売却益の増加により、株式・ファンド関係損益は118億円となり、前中間連結会計期間を上回る利益水準となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
株式・ファンド関係損益	32	118
株式等関係損益	83	115
投資損失引当金繰入()・戻入	0	0
株式等償却()	181	15
株式等売却損()益	24	128
株式等償還益	73	1
ファンド関連損益	115	3
ファンド関連利益	156	105
ファンド関連損失()	40	102

(イ) 当中間連結会計期間の財政状態の分析
貸借対照表<連結>

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当中間連結会計期間末 (2020年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部合計	176,936	199,076	22,139
現金預け金	12,989	15,727	2,737
有価証券	23,742	24,602	859
国債	1,346	1,343	3
社債	8,309	8,318	9
株式	6,870	7,708	838
その他の証券	7,216	7,231	14
貸出金	124,159	143,767	19,607
有形固定資産	4,234	4,238	3
支払承諾見返	2,673	3,139	466
貸倒引当金	355	542	187
その他	9,492	8,144	1,348
負債の部合計	142,596	163,626	21,030
債券・社債	56,968	59,830	2,861
借入金	80,709	98,599	17,889
その他	4,917	5,197	279
純資産の部合計	34,340	35,449	1,108
資本金	10,004	10,004	-
危機対応準備金	2,065	2,065	-
特定投資準備金	8,480	12,480	4,000
特定投資剰余金	124	124	-
資本剰余金	6,364	3,364	3,000
利益剰余金	6,758	6,770	12
その他の包括利益累計額	388	489	101
非支配株主持分	154	150	4

<資産の部>

当中間連結会計期間末の資産の部合計は19兆9,076億円となり、前連結会計年度末比2兆2,139億円の増加となりました。危機対応業務への取組等から、貸出金が前連結会計年度末比1兆9,607億円増加の14兆3,767億円となったこと等により、資産が増加いたしました。

<負債の部>

当中間連結会計期間末の負債の部合計は16兆3,626億円となり、前連結会計年度末比2兆1,030億円の増加となりました。危機対応融資の拡大に伴い、日本公庫からの借入(ツーステップ・ローン)が増加したこと等から、借入金が増加したことが主な要因です。

<純資産の部>

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は3兆5,449億円となり、前連結会計年度末比1,108億円の増加となりました。前連結会計年度の決算に基づく配当金の支払い(2020年6月実施)があったものの、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、利益剰余金が増加したこと等が要因です。

なお、特定投資業務に関連して、資本剰余金からの振り替え3,000億円に加え、政府からの産投投資受け入れ1,000億円により、特定投資準備金が前連結会計年度末比4,000億円増加しております。

期別投融資額及び資金調達額状況(フロー) <単体>

当行の融資等の金額につきましては、当中間会計期間は3兆3,897億円となりました。また、投資の金額につきましては、当中間会計期間は1,483億円となりました。当中間会計期間における融資業務及び投資業務の取組については、上述の(1)経営成績等の状況の概要(企業集団の事業の経過及び成果) <当中間会計期間の概況について>をご参照下さい。

当行の資金調達につきましては、当中間会計期間は財政投融資が3,690億円、社債(財投機関債)が2,849億円、長期借入金が2兆2,611億円となりました。当中間会計期間における自己調達基盤拡充の取組については、上述の(1)経営成績等の状況の概要(企業集団の事業の経過及び成果) <当中間会計期間の概況について>をご参照下さい。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
投融資額	21,262	35,380
融資等(注)1	16,949	33,897
投資(注)2	4,313	1,483

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達額	21,262	35,380
財政投融資	3,069	3,690
財政融資資金	600	900
政府保証債(国内債)	550	1,001
政府保証債(外債)(注)1	1,918	1,789
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)	-	-
社債(財投機関債)(注)1,2	2,705	2,849
長期借入金(注)3,4	3,916	22,611
回収等(注)5	11,571	6,228

(注)1. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

2. 短期社債は含んでおりません。

3. 当中間会計期間の長期借入金のうち、日本公庫からの借入は2兆197億円となっております。

4. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

5. 産業投資出資金を含んでおります。

投融资残高及び資金調達残高<単体>

当中間会計期間末の融資等残高は、危機対応業務への取り組み等から貸出金が増加したこと等により前事業年度末比1兆9,465億円増加し1兆9,282億円となりました。また、当中間会計期間末の投資残高は、投資業務の進捗に伴い同比1,031億円増加し1兆5,575億円となりました。

一方、当中間会計期間末の資金調達残高は、同比2兆714億円増加し15兆4,750億円となりました。危機対応融資に係る日本公庫からの借入金（ツーステップ・ローン）が増加したこと等が要因です。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資等残高(注)1	129,816	149,282
投資残高(注)2	14,544	15,575

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達残高	134,036	154,750
財政投融资等	77,371	78,080
財政融資資金等(注)1	48,161	47,152
政府保証債(国内債)(注)2	15,400	15,500
政府保証債(外債)(注)2,3	13,809	15,427
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)(注)2	3,000	3,000
財投機関債(注)2,3	970	770
社債(財投機関債)(注)2,3,4,5	23,777	25,125
長期借入金(注)6	28,916	47,775
うち日本公庫より借入	14,338	33,025

(注)1. 産業投資借入金(財政投融资特別会計)等を含んでおります。

2. 債券は額面ベースとなっております。

3. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

4. 株式会社化以降の発行分であります。

5. 短期社債は含んでおりません。

6. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

危機対応業務に係る残高<単体>

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)
	残高(億円)	残高(億円)
融資額(注)1	8,357	27,274
損害担保(注)2	2	1,424

(注)1. 日本公庫より信用の供与を受けたものであります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおりません。

2. 融資及び出資に損害担保契約を付したものの合計であります。

リスク管理債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて監査法人による監査を受け、開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

当中間連結会計期間末におけるリスク管理債権は1,066億円となりました。債務者区分別では、破綻先債権が0億円、延滞債権が799億円、貸出条件緩和債権が266億円となっております。リスク管理債権の貸出金残高比は、前連結会計年度末比0.28ポイント上昇し、0.74%となりました。

リスク管理債権の状況<連結>

債務者区分	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当中間連結会計期間末 (2020年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	0	0	-
延滞債権	303	799	496
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	269	266	2
合計	572	1,066	493
貸出金残高(未残)	124,159	143,767	19,607
貸出金残高比(%)	0.46	0.74	0.28

リスク管理債権の業種別構成<連結>

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当中間連結会計期間末 (2020年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
製造業	35	81
農業, 林業	-	-
漁業	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
建設業	51	40
電気・ガス・熱供給・水道業	61	62
情報通信業	-	-
運輸業, 郵便業	21	19
卸売業, 小売業	84	79
金融業, 保険業	-	39
不動産業, 物品賃貸業	221	641
各種サービス業	96	101
地方公共団体	-	-
その他	-	-
合計	572	1,066

第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）として整理しております。）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要するものが多く含まれております。

これらの法人への当中間連結会計期間末の貸出金残高は2,009億円（うちリスク管理債権は109億円、貸出金残高比率5.46%、なお当行全体<連結>のリスク管理債権比率は0.74%。）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当中間連結会計期間末 (2020年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	71	70	0
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	41	39	1
合計	112	109	2

第三セクターに対する貸出金残高(末残)	2,110	2,009	100
第三セクターに対する貸出金残高比(%)	5.32	5.46	0.14

金融再生法開示債権の状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

金融再生法開示債権は、前事業年度末比494億円増加して1,066億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が359億円、危険債権が440億円、要管理債権が266億円となっております。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	359	355
危険債権	299	440	141
要管理債権	269	266	3
開示債権合計	573	1,066	494
(参考)正常債権	127,518	146,942	19,423
総与信残高(末残)	128,091	148,008	19,917
総与信残高比(%)	0.45	0.72	0.27

金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

保全率

金融再生法開示債権に対する保全率は100.0%と、引き続き高い水準を維持しております。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	100.0	100.0	-
要管理債権	100.0	100.0	-
開示債権合計	100.0	100.0	-

信用部分に対する引当率

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	100.0	100.0	-
要管理債権	100.0	100.0	-
開示債権合計	100.0	100.0	-

その他の債権に対する引当率

	前事業年度末 (2020年3月末)	当中間会計期間末 (2020年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
要管理債権以外の要注意先債権	1.0	1.1	0.1
正常先債権	0.0	0.0	0.0

(ウ) 連結キャッシュ・フローの状況の分析及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券・社債等の資金調達による収入があったこと等により、2,718億円の収入となりました（前中間連結会計期間は3,462億円の収入）。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等による支出が有価証券の売却・償還等による収入を上回ったこと等により、675億円の支出となりました（前中間連結会計期間は2,800億円の支出）。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いはあったものの、特定投資業務に係る産投出資の受け入れ等により896億円の収入となりました（前中間連結会計期間は253億円の支出）。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当期首に比べて2,937億円増加し、1兆5,266億円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性に係る情報は以下のとおりであります。

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。なお、資金の流動性につきまして、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、1兆5,266億円となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,462	2,718
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,800	675
財務活動によるキャッシュ・フロー	253	896
現金及び現金同等物の中間期末残高	9,440	15,266

(エ) 連結自己資本比率 (国際統一基準)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

当中間連結会計期間末の普通株式等Tier 1 資本の額は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比1,232億円増加し3兆4,750億円となりました。一方、リスク・アセットの額の合計額は前連結会計年度末比1兆4,859億円増加し20兆9,045億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の連結普通株式等Tier 1 比率は、前連結会計年度末比0.63ポイント下落し、16.62%となりました。

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当中間連結会計期間末 (2020年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
(1) Tier 1 資本の額		
普通株式等Tier 1 資本の額	33,517	34,750
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額	34,086	35,299
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額	568	548
その他Tier 1 資本の額	18	16
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額	18	17
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額	0	0
計	33,536	34,767
(2) Tier 2 資本の額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	197	241
Tier 2 資本に係る調整項目の額	-	-
計	197	241
(3) 総自己資本合計	33,734	35,009
(4) リスク・アセットの額の合計額		
信用リスク・アセットの合計額	192,093	206,935
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8%	2,093	2,110
計	194,186	209,045
連結総自己資本比率 (国際統一基準) = $\frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総自己資本}} \times 100 (\%)$	17.37	16.74
連結Tier 1 比率 = $\frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{Tier 1 資本} + \text{Tier 2 資本}} \times 100 (\%)$	17.27	16.63
連結普通株式等Tier 1 比率 = $\frac{\text{普通株式等Tier 1 資本}}{\text{普通株式等Tier 1 資本} + \text{その他Tier 1 資本}} \times 100 (\%)$	17.26	16.62

(オ) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下の通りであります。

貸倒引当金の計上

当行及び連結子会社における貸出金、支払承諾見返等の債権の残高は多額であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に直近の状況等を考慮した必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,641百万円（前連結会計年度末は10,556百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、債務者の信用リスクに影響することが想定されますが、当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき必要に応じて個々の債務者の債務者区分に反映させたくて貸倒引当金を計上しております。

なお、当中間連結会計期間において、上記仮定に重要な変更は行っておりません。今後の感染拡大に伴う経済への影響は不確定であることから、2021年3月期連結財務諸表以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

当行の経営者は、債権の評価にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しております。ただし、債権の評価には経営者が管理不能な不確実性が含まれております。このため、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があり、この場合には、将来当行及び連結子会社が貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末までに計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年12月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	43,632,360	43,632,360	-	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	43,632,360	43,632,360	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年6月26日	-	43,632	-	1,000,424	300,000	336,466

(注) 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2020年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。

(5)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	-	43,632	100.00

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,632,360	43,632,360	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 43,632,360	-	-
総株主の議決権	-	43,632,360	-

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7, 8 1,298,955	7, 8 1,572,735
コールローン及び買入手形	720,000	585,000
金銭の信託	20,082	16,990
有価証券	1, 2, 7, 112,374,268	1, 2, 7, 112,460,251
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 12,415,985	3, 4, 5, 6, 7, 9 14,376,753
その他資産	7, 8 162,849	7, 8 167,563
有形固定資産	7, 8, 10 423,433	7, 8, 10 423,804
無形固定資産	7, 8 42,284	7, 8 40,526
退職給付に係る資産	1,263	1,663
繰延税金資産	2,800	2,698
支払承諾見返	267,306	313,956
貸倒引当金	35,528	54,270
投資損失引当金	36	34
資産の部合計	17,693,665	19,907,639
負債の部		
債券	7 3,314,656	7 3,465,966
借入金	7, 8 8,070,948	7, 8 9,859,917
社債	7, 8 2,382,226	7, 8 2,517,076
その他負債	204,265	185,384
賞与引当金	5,345	5,254
役員賞与引当金	15	5
退職給付に係る負債	8,092	7,845
役員退職慰労引当金	146	107
偶発損失引当金	-	132
繰延税金負債	6,608	7,050
支払承諾	267,306	313,956
負債の部合計	14,259,611	16,362,696
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	12 206,529	12 206,529
特定投資準備金	13 848,000	13 1,248,000
特定投資剰余金	13 12,436	13 12,436
資本剰余金	636,466	336,466
利益剰余金	675,842	677,085
株主資本合計	3,379,698	3,480,941
その他有価証券評価差額金	24,297	35,066
繰延ヘッジ損益	16,934	16,231
為替換算調整勘定	1,414	1,449
退職給付に係る調整累計額	958	886
その他の包括利益累計額合計	38,858	48,963
非支配株主持分	15,496	15,038
純資産の部合計	3,434,054	3,544,943
負債及び純資産の部合計	17,693,665	19,907,639

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	150,018	140,222
資金運用収益	87,676	78,441
(うち貸出金利息)	71,065	65,214
(うち有価証券利息配当金)	13,266	10,297
役務取引等収益	7,706	8,532
その他業務収益	7,759	14,623
その他経常収益	¹ 46,876	¹ 38,625
経常費用	109,393	116,054
資金調達費用	40,783	29,705
(うち債券利息)	17,744	11,521
(うち借入金利息)	20,400	15,573
役務取引等費用	37	276
その他業務費用	6,577	13,671
営業経費	27,349	26,926
その他経常費用	² 34,643	² 45,473
経常利益	40,624	24,168
特別利益	4,333	0
特別損失	132	127
税金等調整前中間純利益	44,825	24,040
法人税、住民税及び事業税	17,334	16,816
法人税等調整額	2,046	3,910
法人税等合計	19,381	12,905
中間純利益	25,444	11,135
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失()	759	56
親会社株主に帰属する中間純利益	24,684	11,191

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	25,444	11,135
その他の包括利益	4,835	10,104
その他有価証券評価差額金	1,808	12,213
繰延ヘッジ損益	2,607	1,470
為替換算調整勘定	76	33
退職給付に係る調整額	30	70
持分法適用会社に対する持分相当額	373	676
中間包括利益	20,608	21,239
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,872	21,295
非支配株主に係る中間包括利益	735	56

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	651,887	3,218,719
当中間期変動額							
資本剰余金から特定投資準備金への振替			130,000		130,000		-
剰余金の配当						21,030	21,030
親会社株主に帰属する中間純利益						24,684	24,684
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	130,000	-	130,000	3,653	3,653
当中間期末残高	1,000,424	206,529	718,000	5,412	636,466	655,541	3,222,373

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	44,652	23,766	1,202	272	66,943	10,682	3,296,345
当中間期変動額							
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
剰余金の配当							21,030
親会社株主に帰属する中間純利益							24,684
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,632	2,991	220	32	4,812	4,752	59
当中間期変動額合計	1,632	2,991	220	32	4,812	4,752	3,594
当中間期末残高	43,020	20,774	1,423	240	62,131	15,435	3,299,939

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	675,842	3,379,698
当中間期変動額							
政府の出資			100,000				100,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			300,000		300,000		-
剰余金の配当						9,948	9,948
親会社株主に帰属する中間純利益						11,191	11,191
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	400,000	-	300,000	1,243	101,243
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,248,000	12,436	336,466	677,085	3,480,941

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24,297	16,934	1,414	958	38,858	15,496	3,434,054
当中間期変動額							
政府の出資							100,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
剰余金の配当							9,948
親会社株主に帰属する中間純利益							11,191
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10,769	702	34	72	10,104	458	9,646
当中間期変動額合計	10,769	702	34	72	10,104	458	110,889
当中間期末残高	35,066	16,231	1,449	886	48,963	15,038	3,544,943

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	44,825	24,040
減価償却費	7,238	7,321
減損損失	-	87
のれん償却額	928	910
持分法による投資損益(は益)	5,430	4,714
貸倒引当金の増減()	471	18,742
投資損失引当金の増減額(は減少)	9	2
賞与引当金の増減額(は減少)	31	91
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9	10
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	388	399
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	309	246
偶発損失引当金の増減()	-	132
資金運用収益	87,676	78,441
資金調達費用	40,783	29,705
有価証券関係損益()	3,078	11,450
金銭の信託の運用損益(は運用益)	331	304
為替差損益(は益)	10,115	1,273
固定資産処分損益(は益)	4,200	39
貸出金の純増()減	565,197	1,960,912
債券の純増減()	106,533	151,309
借入金の純増減()	342,987	1,788,968
普通社債発行及び償還による増減()	111,462	134,849
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	1,000	19,999
コールローン等の純増()減	85,000	135,000
売現先勘定の純増減()	93,761	-
資金運用による収入	88,616	74,435
資金調達による支出	41,974	30,406
その他	48,760	23,692
小計	358,806	283,025
法人税等の支払額	12,589	11,162
営業活動によるキャッシュ・フロー	346,216	271,863
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	562,151	205,172
有価証券の売却による収入	25,766	42,030
有価証券の償還による収入	218,399	99,052
金銭の信託の増加による支出	525	416
金銭の信託の減少による収入	878	3,761
有形固定資産の取得による支出	3,106	5,583
有形固定資産の売却による収入	42,452	30
無形固定資産の取得による支出	1,768	1,267
無形固定資産の売却による収入	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	280,054	67,562

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	-	100,000
配当金の支払額	21,030	9,948
非支配株主からの払込みによる収入	651	-
非支配株主への配当金の支払額	4,967	402
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,346	89,649
現金及び現金同等物に係る換算差額	814	170
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	40,001	293,780
現金及び現金同等物の期首残高	903,817	1,232,869
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	200	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,944,019	1,526,649

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 33社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

D B Jリアルエステート(株)

D B J投資アドバイザー(株)

D B Jキャピタル(株)

D B J証券(株)

D B Jアセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢(北京)有限公司

(株)コンシスト

DBJ Americas Inc.

(2) 非連結子会社 51社

主要な会社名

D B J地域投資(株)

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、ADVANIDE HOLDINGS PTE.LTD.、(株)バリュープランニング、俺の(株)、GENTUITY, LLC

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 29社

主要な会社名

(株)A I R D O

(持分法適用の範囲の変更)

メザニン・ソリューション4号投資事業有限責任組合は設立により、Japan Beta Lula Central S.a r.l.は株式取得により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 51社

主要な会社名

D B J地域投資(株)

(4) 持分法非適用の関連会社 118社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)ソシオネクスト、(株)大將軍、PT.PETROTEKNO、シミックCMO(株)、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、メガバス(株)、たくみやホールディングス(株)、(株)フジバンビホールディングス、(株)日本CMホールディングス、(株)インボイス、(株)ヒロフ、日本ヒーター機器(株)、(株)シモノ、Wilsonart(Thailand)Co., Ltd.、Wilsonart(Shanghai)Co., Ltd.、Wilsonart Asia Limited

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 26社

8月末日 1社

9月末日 6社

なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(連結子会社の決算日の変更)

従来、連結子会社のうち決算日が3月31日であったD B Jキャピタル投資事業有限責任組合については、同社が決算日を12月31日に変更したことにより、当中間連結会計期間は、2020年4月1日から2020年6月30日までの3ヵ月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 3年~50年

その他: 4年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に直近の状況等を考慮した必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,641百万円（前連結会計年度末は10,556百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、債務者の信用リスクに影響することが想定されますが、当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき必要に応じて個々の債務者の債務者区分に反映させたいうで貸倒引当金を計上しております。

なお、当中間連結会計期間において、上記仮定に重要な変更は行っておりません。今後の感染拡大に伴う経済への影響は不確定であることから、2021年3月期連結財務諸表以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

（5）投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（6）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

（7）役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

（8）役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

（9）偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

（10）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

（11）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの間接決算日の為替相場により換算しております。

（12）重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業経費」に含めていた投資収益に対応する費用について、当連結会計年度より「その他経常費用」に表示を変更しております。

この変更は、従来、「営業経費」に含めていた投資収益に対応する費用について金額の重要性が増してきており、現在策定中の新中期経営計画においても当該投資収益と費用の増加が見込まれるため、当連結会計年度から投資に関する収益と費用を「その他経常収益」と「その他経常費用」とに表示することにより、事業活動の成果をより適切に表示するために行ったものであります。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書に表示していた「営業経費」4,665百万円を「その他経常費用」に組替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
株式	57,242百万円	61,373百万円
出資金	194,159 "	196,841 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	37,689百万円	37,519百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	8百万円	8百万円
延滞債権額	30,341 "	79,950 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	26,914百万円	26,644百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	57,264百万円	106,603百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	19,235百万円	15,411百万円
その他資産	4,208 "	3,710 "
有形固定資産	219,630 "	220,852 "
無形固定資産	5,130 "	4,989 "
計	248,205 "	244,963 "
担保資産に対応する債務		
借入金	188,276 "	186,817 "
社債	5,125 "	5,125 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	154,643百万円	160,613百万円
貸出金	923,054 "	910,125 "

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	11,782百万円	15,451百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金融商品等差入担保金	17,572百万円	18,821百万円
中央清算機関差入証拠金	10,273 "	21,348 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
債券	701,289百万円	681,289百万円

8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
ノンリコース債務		
借入金	188,276百万円	186,817百万円
社債	5,125 "	5,125 "
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	19,235百万円	15,411百万円
その他資産	4,208 "	3,710 "
有形固定資産	219,630 "	220,852 "
無形固定資産	5,130 "	4,989 "

9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	1,054,844百万円	746,273百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	719,776 "	428,729 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	39,825百万円	44,817百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	4,462百万円	4,179百万円

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	2,433百万円	12,962百万円
持分法による投資利益	5,430 "	- "
投資事業組合等利益	15,361 "	10,288 "
土地建物賃貸料	6,110 "	6,238 "
売電収入	7,142 "	6,044 "
株式等償還益	7,394 "	153 "

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,014百万円	19,066百万円
株式等償却	18,165 "	1,525 "
持分法による投資損失	- "	4,714 "
投資事業組合等損失	4,098 "	10,231 "
減価償却費	4,536 "	4,482 "

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,030	482	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948	228	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	1,008,105 百万円	1,572,735 百万円
定期性預け金等	64,085 "	46,085 "
現金及び現金同等物	944,019 "	1,526,649 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	1,757	1,583
1年超	2,255	1,595
合計	4,013	3,179

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	6,151	4,879
1年超	21,891	18,635
合計	28,043	23,514

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,298,955	1,298,955	-
(2) コールローン及び買入手形	720,000	720,000	-
(3) 金銭の信託	18,467	19,155	688
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	456,324	459,343	3,019
その他有価証券	1,001,977	1,001,977	-
関連会社株式	2,612	2,272	340
(5) 貸出金	12,415,985		
貸倒引当金(*1)	35,463		
	12,380,522	12,885,374	504,852
資産計	15,878,859	16,387,078	508,219
(1) 債券	3,314,656	3,399,500	84,844
(2) 借入金	8,070,948	8,139,492	68,544
(3) 社債	2,382,226	2,396,272	14,045
負債計	13,767,831	13,935,265	167,434
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	33,367	33,367	-
ヘッジ会計が適用されているもの	1,859	1,859	-
デリバティブ取引計	35,226	35,226	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,572,735	1,572,735	-
(2) コールローン及び買入手形	585,000	585,000	-
(3) 金銭の信託	15,636	15,848	211
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	419,095	425,317	6,221
その他有価証券	1,040,505	1,040,505	-
関連会社株式	2,506	2,788	281
(5) 貸出金	14,376,753		
貸倒引当金（*1）	54,220		
	14,322,533	14,839,401	516,868
資産計	17,958,013	18,481,597	523,583
(1) 債券	3,465,966	3,543,435	77,469
(2) 借入金	9,859,917	9,934,192	74,275
(3) 社債	2,517,076	2,526,272	9,196
負債計	15,842,959	16,003,900	160,940
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26,990	26,990	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,688)	(3,688)	-
デリバティブ取引計	23,302	23,302	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は「(5) 貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(3) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金銭の信託(*1)	1,615	1,353
非上場株式(*2)(*3)	328,439	398,212
組合出資金(*1)	327,173	328,115
非上場その他の証券等(*2)(*3)	286,597	299,449
合 計	943,826	1,027,131

(*1) 信託財産・組合財産等非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 前連結会計年度において、28,734百万円(うち非上場株式28,692百万円、非上場その他の証券41百万円)の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、1,490百万円(うち非上場株式1,490百万円、非上場その他の証券0百万円)の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	50,241	55,670	5,428
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	171,981	174,010	2,029
	その他	66,739	67,150	410
	小計	288,963	296,831	7,868
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	30,282	30,261	21
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	81,439	78,533	2,905
	その他	55,638	53,716	1,921
	小計	167,360	162,511	4,849
合計		456,324	459,343	3,019

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	80,474	85,456	4,982
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	164,723	166,793	2,069
	その他	59,665	60,276	610
	小計	304,863	312,526	7,662
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	67,293	66,414	879
	その他	46,938	46,376	561
	小計	114,231	112,791	1,440
合計		419,095	425,317	6,221

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	348,451	320,959	27,491
	債券	249,726	246,558	3,167
	国債	54,139	53,246	893
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	195,586	193,312	2,274
	その他	12,652	8,199	4,453
	小計	610,830	575,717	35,112
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,516	8,913	1,397
	債券	381,944	386,158	4,213
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	381,944	386,158	4,213
	その他	61,685	61,754	69
	小計	451,146	456,826	5,679
合計		1,061,977	1,032,544	29,433

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	362,861	321,203	41,658
	債券	305,306	302,078	3,227
	国債	53,888	53,143	745
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	251,418	248,935	2,482
	その他	13,130	8,252	4,877
	小計	681,298	631,535	49,763
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	7,285	8,668	1,383
	債券	348,458	351,172	2,713
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	348,458	351,172	2,713
	その他	43,463	43,567	103
	小計	399,206	403,407	4,200
合計		1,080,505	1,034,942	45,563

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、3,984百万円（全額が株式）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、110百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	20,082	19,693	388	986	597

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	16,990	16,600	389	724	334

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	28,713
その他有価証券	27,727
その他の金銭の信託	986
()繰延税金負債	8,387
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,325
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,971
その他有価証券評価差額金	24,297

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,565百万円(損失)は、評価差額より控除しております。

2.その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	46,599
その他有価証券	45,875
その他の金銭の信託	724
()繰延税金負債	14,060
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	32,539
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,527
その他有価証券評価差額金	35,066

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,589百万円(損失)は、評価差額より控除しております。

2.その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	968,637	807,300	62,460	62,460
	受取変動・支払固定	965,871	804,875	33,290	33,290
合計				29,169	29,169

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,003,883	822,876	64,013	64,013
	受取変動・支払固定	1,001,337	821,119	34,303	34,303
合計				29,709	29,709

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,226	5,226	71	71
	売建	188,973	-	3,867	3,867
	買建	234,247	-	259	259
	合計			4,198	4,198

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,226	5,226	66	66
	売建	186,363	-	134	134
	買建	409,186	-	2,650	2,650
	合計			2,718	2,718

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,500	-	6	6
	買建	1,500	-	7	7
合 計				1	1

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,000	-	2	2
	買建	1,000	-	2	2
合 計				0	0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金及び貸出 金	73,200	65,246	3,977
	受取変動・支払固定				
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金	2,059,552	2,038,302	(注) 3
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
合 計					3,977

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金及び貸出 金	70,099	62,521	3,861
	受取変動・支払固定				
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金	2,251,956	2,209,588	(注) 3
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
合 計					3,861

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	142
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	267,332	(注) 3
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建のその他 有価証券	66,320	-	5,694
合 計					5,836

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	227
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	212,035	(注)3
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建のその他 有価証券	26,740	-	53
合 計					173

(注)1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	71,121	38,622	40,273	150,018

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	65,356	33,704	41,162	140,222

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9月30日)
1株当たり純資産額		63,755円66銭	64,038円57銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	3,434,054	3,544,943
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	652,244	750,789
(危機対応準備金)	百万円	206,529	206,529
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	424,000	524,000
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	6,218	5,221
(非支配株主持分)	百万円	15,496	15,038
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	2,781,810	2,794,154
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	43,632	43,632

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
1株当たり中間純利益		565円74銭	256円49銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	24,684	11,191
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	24,684	11,191
普通株式の期中平均株式数	千株	43,632	43,632

(注) なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,252,106	1,524,769
コールローン	720,000	585,000
金銭の信託	18,467	15,636
有価証券	1, 2, 7, 9 2,400,948	1, 2, 7, 9 2,509,734
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8 12,521,358	3, 4, 5, 6, 7, 8 14,464,938
その他資産	7 151,158	7 157,899
有形固定資産	110,442	110,288
無形固定資産	12,038	11,154
前払年金費用	1,191	1,617
支払承諾見返	267,306	313,956
貸倒引当金	35,578	54,327
投資損失引当金	36	34
資産の部合計	17,419,402	19,640,635
負債の部		
債券	7 3,314,656	7 3,465,966
借入金	7,882,447	9,673,074
社債	2,377,101	2,511,951
その他負債	187,896	175,623
未払法人税等	11,949	14,938
資産除去債務	230	230
その他の負債	175,716	160,454
賞与引当金	4,831	4,769
役員賞与引当金	15	5
退職給付引当金	6,419	6,302
役員退職慰労引当金	136	100
偶発損失引当金	-	132
繰延税金負債	5,047	5,433
支払承諾	267,306	313,956
負債の部合計	14,045,859	16,157,315
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	10 206,529	10 206,529
特定投資準備金	11 848,000	11 1,248,000
特定投資剰余金	11 12,436	11 12,436
資本剰余金	636,466	336,466
資本準備金	636,466	336,466
利益剰余金	629,290	628,672
その他利益剰余金	629,290	628,672
別途積立金	589,406	619,342
繰越利益剰余金	39,884	9,330
株主資本合計	3,333,145	3,432,528
その他有価証券評価差額金	20,709	31,941
繰延ヘッジ損益	19,687	18,848
評価・換算差額等合計	40,396	50,790
純資産の部合計	3,373,542	3,483,319
負債及び純資産の部合計	17,419,402	19,640,635

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	134,240	124,140
資金運用収益	87,735	77,176
(うち貸出金利息)	71,755	65,505
(うち有価証券利息配当金)	12,635	8,742
役務取引等収益	6,185	6,854
その他業務収益	7,765	14,528
その他経常収益	¹ 32,552	¹ 25,580
経常費用	97,564	102,955
資金調達費用	39,976	28,885
(うち債券利息)	17,744	11,521
(うち借入金利息)	19,706	14,870
役務取引等費用	87	166
その他業務費用	6,612	13,671
営業経費	² 26,270	² 25,719
その他経常費用	³ 24,618	³ 34,513
経常利益	36,675	21,184
特別利益	0	0
特別損失	127	98
税引前中間純利益	36,548	21,086
法人税、住民税及び事業税	16,648	16,203
法人税等調整額	578	4,447
法人税等合計	17,227	11,755
中間純利益	19,321	9,330

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	766,466	526,249	84,187	610,436	3,177,268
当中間期変動額										
資本準備金から特定投資 準備金への振替			130,000		130,000	130,000				-
剰余金の配当								21,030	21,030	21,030
別途積立金の積立							63,156	63,156	-	-
中間純利益								19,321	19,321	19,321
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	130,000	-	130,000	130,000	63,156	64,865	1,709	1,709
当中間期末残高	1,000,424	206,529	718,000	5,412	636,466	636,466	589,406	19,321	608,727	3,175,559

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42,079	23,745	65,824	3,243,093
当中間期変動額				
資本準備金から特定投資 準備金への振替				-
剰余金の配当				21,030
別途積立金の積立				-
中間純利益				19,321
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	1,771	616	2,388	2,388
当中間期変動額合計	1,771	616	2,388	4,098
当中間期末残高	40,307	23,128	63,435	3,238,994

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	636,466	589,406	39,884	629,290	3,333,145
当中間期変動額										
政府の出資			100,000							100,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替			300,000		300,000	300,000				-
剰余金の配当								9,948	9,948	9,948
別途積立金の積立							29,935	29,935	-	-
中間純利益								9,330	9,330	9,330
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	-	-	400,000	-	300,000	300,000	29,935	30,553	617	99,382
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,248,000	12,436	336,466	336,466	619,342	9,330	628,672	3,432,528

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	20,709	19,687	40,396	3,373,542
当中間期変動額				
政府の出資				100,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替				-
剰余金の配当				9,948
別途積立金の積立				-
中間純利益				9,330
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	11,232	839	10,393	10,393
当中間期変動額合計	11,232	839	10,393	109,776
当中間期末残高	31,941	18,848	50,790	3,483,319

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に直近の状況等を考慮した必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,641百万円(前事業年度末は10,556百万円)であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、債務者の信用リスクに影響することが想定されますが、当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき必要に応じて個々の債務者の債務者区分に反映させたくうえで貸倒引当金を計上しております。

なお、当中間期において、上記仮定に重要な変更は行っておりません。今後の感染拡大に伴う経済への影響は不確実であることから、2021年3月期財務諸表以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直

先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	151,326百万円	161,297百万円
出資金	297,044 "	297,789 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	37,689百万円	37,519百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	8百万円	8百万円
延滞債権額	30,341 "	79,950 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	26,914百万円	26,644百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	57,264百万円	106,603百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	154,643百万円	160,613百万円
貸出金	923,054 "	910,125 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	11,782百万円	15,451百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
金融商品等差入担保金	17,572百万円	18,821百万円
中央清算機関差入証拠金	10,273 "	21,348 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
債券	701,289百万円	681,289百万円

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	1,054,844百万円	746,273百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	719,776 "	428,729 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	4,462百万円	4,179百万円

10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額がゼロとなったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後ににおいて剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
 - (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
 - (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。
11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。
- なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額がゼロとなったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後ににおいて剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
 - (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
 - (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	2,031百万円	12,756百万円
投資事業組合等利益	18,143 "	11,276 "
株式等償還益	10,922 "	315 "

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	661百万円	632百万円
無形固定資産	1,932 "	1,973 "

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,999百万円	19,072百万円
株式等償却	18,017 "	94 "
投資事業組合等損失	3,988 "	10,015 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	35	2,272	2,237
合計	35	2,272	2,237

当中間会計期間(2020年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	35	2,788	2,753
合計	35	2,788	2,753

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	118,365	121,890
関連会社株式	32,926	39,371
合計	151,291	161,262

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類
2020年8月21日関東財務局長に提出。
- (2) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類
 - （イ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2020年9月10日関東財務局長に提出。
 - （ロ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2020年10月9日関東財務局長に提出。
 - （ハ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2020年10月9日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

株式会社日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

株式会社日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。